

毎週火曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 知事等の退職手当の支給に関する規則  
職員等の退職手当の支給に関する規則

## 規則

知事等の退職手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十四号

知事等の退職手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例

(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、知事、副知事、出納長、委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の受給手続)

第二条 退職手当の支給を受けようとする者(以下「受給権者」という。)は、次の各号に掲げる書類を退職

当時の任命権者(その者の退職後この任命権者がなくなつたときは、その事務を引き継いだ任命権者。以下「任命権者」という。)に提出しなければならない。

一 退職手当支給調書(第一号様式)

二 知事、副知事又は出納長が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書及び所得税法

(昭和二十二年法律第二十七号)第三十九条第五項の規定による退職所得の受給に関する申告書

三 知事、副知事又は出納長が死亡による退職をした場合には、在職中の履歴書、退職者の除籍謄本、受

00003  
第3種郵便物認可

第一号様式

摘要	退職後の職業又は退職後の勤務先	退職理由(死亡の場合は公私の別)	退職者の氏名	退職当時の職名	退職(死亡)年月日	退職手当支給調書		送金希望先	過去の退職手当の支給の有無	右の退職手当の算定基礎期間	退職後の就職(予定)年月日
						住所	退職者との続柄				

(任命権者の手続)  
 第三条 任命権者は、前条の規定により提出された書類の審査の結果、退職手当を支給すべきものと認めたときは、退職手当金額計算書(知事、副知事又は出納長の退職の場合には、第三号様式とし、常勤の委員等の退職の場合には、規則第三条に規定する退職手当金額計算書の様式とする。)により、退職手当金額を決定し、当該受給権者に退職手当金額決定通知書(第四号様式)を交付するとともに、その支払を行なうものとす。

給権者である遺族の戸籍謄本(知事、副知事又は出納長の死亡当時における遺族との身分関係を明らかにすることができるもの)及び受給権者が配偶者以外の者であるときは、生計関係申立書(第二号様式)外の者であるときは、生計関係申立書(第二号様式)外「常勤の委員等」という。)が退職した場合には、職員会の常勤の委員又は常勤の監査委員(以下「常勤の委員等」という。)が退職した場合には、職員の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号。以下「規則」という。)(第二条各号に掲げる書類)

する。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。



第四号様式

退職手当金額決定通知書

現住所	
氏名	
決定年月日	年 月 日
記号番号	第 号
決定金額	円
勤続期間	
算出基礎給料日額	円
退職年月日	年 月 日
退職理由	

上記のとおり決定します。

年 月 日

任命権者 職 氏 名 印

備考

- この退職手当の金額の決定について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に地方自治法第206条の規定によつて知事の決定に係るものについては、知事に異議申立てをすることができ、知事以外の任命権者の決定に係るものについては、知事に審査請求をすることができます。異議申立て及び審査請求は、なるべく退職当時の任命権者を經由してください。
- 決定金額の支払については、別に支払通知書を送付しますから、これを指定の県金庫に持参して受けとつてください。受取人が県外に居住しているときは、県金庫から送金します。

職員退職手当の支給に関する規則をここに公布する。  
 昭和三十七年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

(目的)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「条例」という。)第十九条の規定に基づき、職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。  
 (退職手当の受給手続)

第二条 退職手当(失業者の退職手当を除く。以下本条及び次条において同じ。)の支給を受けようとする者(以下「受給権者」という。)は、次の各号に掲げる書類を退職当時の所属長(その者の退職後この所属長がなくなつたときは、その事務を引き継いだ所属長。以下「所属長」という。))を経て退職当時の任命権者(その者の退職後この任命権者がなくなつたときは、

その事務を引き継いだ任命権者。以下「任命権者」という。)に提出しなければならない。  
 一 退職手当支給調書(第一号様式)  
 二 履歴書(第二号様式又は任命権者が知事の承認を得て定める様式)  
 三 死亡による退職以外の退職の場合においては、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十九条第五項の規定による退職所得の受給に関する申告書  
 四 傷病による退職(勤続十一年以上の者の公務外の傷病による退職を除く。)の場合においては、医師の診断書(病名、傷病の原因及び経過、回復の見通し等について詳細に記載したもの)

五 死亡による退職の場合においては、退職者の除籍謄本、受給権者である遺族の戸籍謄本(職員の死亡当時における遺族との身分関係を明らかにすることができるもの)及び受給権者が配偶者以外の遺族であるときは生計関係申立書(第三号様式)  
 六 公務上の傷病又は死亡による退職の場合において

は、鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則(昭和二十九年八月鳥取県規則第四十四号)第四条の規定による公務上の認定の通知書の写

七 在職期間中に条例第二条第二項、第十条又は第十一条第一項に規定する期間がある場合においては、その期間の在職及び出勤状況を証明する書類

八 その他任命権者が必要と認める書類

(任命権者の手続)

第三条 任命権者は、前条の規定により提出された書類の審査の結果、退職手当を支給すべきものと認めるときは、退職手当金額計算書(第四号様式)により退職手当の金額を決定し、当該受給権者に退職手当金額決定通知書(第五号様式)を交付するとともに、その支払を行なうものとする。

(失業者の退職手当の受給要件)

第四条 条例第二条に規定する職員が勤続期間六月以上で退職し、その退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合においては、次の各号に掲げる金額を、条例第十五条第一項に規定する失業者の退職手当として、その失業の日数に応じて支給する。

一 退職に際し、退職手当の支給を受けない者にあつては、その者につき失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)はその者の勤続期間に応ずる条例第十五条第一項の規定に基づき失業保険法第二十条第一項又は第二十条の二第一項若しくは第二項の規定を適用した場合にこれらの規定により失業保険金を支給することができる日数(以下「基準日数」という。)を乗じて得た額に相当する金額

二 退職に際し、退職手当の支給を受けた者については、その退職手当の額が前号の規定による金額に満たないときに限り、その差額に相当する金額

(失業保険金の日額)

第五条 前条の失業保険金の日額は、失業保険法第十七条に規定する失業保険金額表において、退職者の賃金

日額の属する等級に応じて定められている保険日額とする。

2 前項の退職者の賃金日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合)には、その月及び前五月。以下「退職の月前六月」という。)に支払われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

3 前項の給与の総額は、給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)、扶養手当、通勤手当、暫定手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、その他労働の対価として支払われたすべての給与(通貨以外のもの支払われたものを除く。)によつて計算する。

4 退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合には、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

一 退職の月前六月において給与を全く受けなかつた

場合においては、その六月の各月において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の月額の合計額

二 退職の月前六月のうち給与の支給を全く受けなかつた月がある場合においては、その月において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の月額と退職の月前六月に支給を受けた給与の額との合計額

三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の額の合計額(その合計額が当該期間中に支給を受けた給与の額よりも少いときは、その支給を受けた給与の額とする。)と退職の月前六月のうち当該期間以外の月に支給を受けた給与の額との合計額

(失業者の退職手当の待期)

第六条 第四条第二号の規定による失業者の退職手当は、その退職手当の支給を受ける資格を有する者が、退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄す

日額の属する等級に応じて定められている保険日額とする。

2 前項の退職者の賃金日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合)には、その月及び前五月。以下「退職の月前六月」という。)に支払われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

3 前項の給与の総額は、給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)、扶養手当、通勤手当、暫定手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、その他労働の対価として支払われたすべての給与(通貨以外のもの支払われたものを除く。)によつて計算する。

4 退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合には、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

一 退職の月前六月において給与を全く受けなかつた

場合においては、その六月の各月において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の月額の合計額

二 退職の月前六月のうち給与の支給を全く受けなかつた月がある場合においては、その月において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の月額と退職の月前六月に支給を受けた給与の額との合計額

三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において受けるべき給料、扶養手当及び暫定手当の額の合計額(その合計額が当該期間中に支給を受けた給与の額よりも少いときは、その支給を受けた給与の額とする。)と退職の月前六月のうち当該期間以外の月に支給を受けた給与の額との合計額

(失業者の退職手当の待期)

第六条 第四条第二号の規定による失業者の退職手当は、その退職手当の支給を受ける資格を有する者が、退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄す

日額の属する等級に応じて定められている保険日額とする。

2 前項の退職者の賃金日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合)には、その月及び前五月。以下「退職の月前六月」という。)に支払われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

3 前項の給与の総額は、給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)、扶養手当、通勤手当、暫定手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、その他労働の対価として支払われたすべての給与(通貨以外のもの支払われたものを除く。)によつて計算する。

4 退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合には、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

一 退職の月前六月において給与を全く受けなかつた

る公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」とい  
う。)に出頭し求職の申込をした日から起算して、そ  
の者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保  
険金の日額で除して得た数(一に満たない端数を生じ  
たときは、その端数は切り捨てる。)に等しい失業の  
日数(以下「待期日数」という。)を経過した後に  
いて支給する。

2 前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法  
若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の  
規定による失業保険金又は失業者の退職手当の支給を  
受ける資格を取得しないうちに再び失職した場合にお  
いては、その再び失職した日から起算して待期日数の  
残日数を経過した後において前項の失業者の退職手当  
を支給する。

3 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金  
の支給を受ける資格を有する者が、就職の日の翌日か  
ら起算して一年の期間内に職員となり、失業者の退職  
手当の支給を受ける資格を有する者となつた場合にお

いては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は  
船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けるこ  
とのできる日数を経過した日からこれをを行なうものと  
する。

(失業者の退職手当の給付日数)  
第七条 失業者の退職手当は、次の各号に掲げる日数の  
範囲内における失業の日数(以下「給付日数」とい  
う。)に応じて支給する。

一 第四条第一号の規定による失業者の退職手当は、  
基準日数

二 第四条第二号の規定による失業者の退職手当は、  
前号の日数から待期日数を控除した日数

2 前項の給付日数の期間内に職業に就き、失業保険法  
若しくは船員保険法に規定する失業保険金又は失業者  
の退職手当の支給を受ける資格を取得しないうちに再  
び失職した場合においては、給付日数の残日数に応じ  
て失業者の退職手当を支給する。

(失業者の退職手当の日額)

第八条 失業者の退職手当の日額は、失業保険金の日額  
に相当する金額とする。

(失業者の退職手当の支給期日)  
第九条 失業者の退職手当は、毎月一日及び十六日(そ  
の日が休日又は日曜日に当たるときは、その前日。以  
下本条において「支給期日」という。)に、それぞれ  
の前日までの分を支給する。ただし、最終の分につい  
ては、支給期日にかかわらず支給することができる。

(失業者の退職手当支給資格者証の交付等)  
第十条 失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する  
者(以下「受給資格者」という。)は、退職の際失業  
者の退職手当受給資格者証交付願(第六号様式。以下  
「交付願」という。)を所属長を経て任命権者に提出  
しなければならない。

2 所属長は、前項に規定する交付願を受理したときは、  
これを審査し、失業保険法第三条に規定する失業であ  
ることを確認のうえ、失業者の退職手当受給資格に関  
する調書(第七号様式。以下「調書」という。)を作

成し、交付願とともに、任命権者に提出しなければな  
らない。

3 任命権者は、交付願及び調書を受理したときは、こ  
れを審査し、受給資格があると認めるときは、失業者  
の退職手当受給資格者証(第八号様式。以下「受給資  
格者証」という。)を受給資格者に交付するとともに、  
失業者の退職手当の支出既未済等の事項を明らかにす  
るため失業者の退職手当支給台帳(第九号様式。以下  
「支給台帳」という。)を作成し、保管しなければならない。

(失業者の退職手当の支給手続)  
第十一条 受給資格者は、前条の規定による受給資格者  
証の交付を受けた後すみやかに管轄公共職業安定所に  
出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込みをしな  
ければならない。

2 第四条第二号の規定による失業者の退職手当の受給  
資格者は、待期日数の経過した後すみやかに、管轄公  
共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して待期

日数の間における失業の認定願(第十号様式。以下「失業の認定願」という。)に失業の証明を受けてから、受給資格者証及び失業の認定願を任命権者に提出しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定により提出された受給資格者証及び失業の認定願を受理したときは、受給資格者が就職した日の有無を確認のうえ、待期日数の間における失業の認定を行なうとともに、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

4 受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、第四条第一号、第十二条及び第十三条の規定により支給される失業者の退職手当の受給資格者にあつては第九条に規定する支給日毎に、第四条第二号の規定により支給される失業者の退職手当の受給資格者にあつては前項の失業の認定を受けた後において第九条に規定する支給日毎に、受給資格者証及び失業者の退職手当支給願(第十一号様式。以下「支給願」

という。)を任命権者に提出しなければならない。  
5 前項の支給願には、管轄公共職業安定所の失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して職業の紹介を求めなければならない。

6 任命権者は、支給願の提出があつたときは、受給資格者が失業保険法第十七条の四、第二十一条から第二十三条までの規定準じて給付制限等を行なうべき事実の有無を確認のうえ、当該支給日の直前の支給日(第一回の支給にあつては、給付開始の日)から当該支給日の前日までの期間について失業の認定を行なつた日に応ずる分の失業者の退職手当を支給することにも、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

(公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長)  
第十二条 受給資格者は、条例第十五条第一項の規定に基づき、失業保険法第二十条の三第一項の規定により

支給することができる失業保険金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ、その者が公共職業訓練施設に入所したことについての当該施設の長の証明を受けた失業者の退職手当の支給期間及び給付日数の延長認定願(第十二号様式。以下「支給期間等延長認定願」という。)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、支給期間等延長認定願を受理したときは、支給期間及び給付日数の延長の認定を行なうとともに、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

3 前項の認定を受けた受給資格者は、支給願に第十一条第五項の規定により失業の証明を受けるつど、公共職業訓練施設在所証明書(第十三号様式)を管轄公共職業安定所の長に提示し、支給願に失業の証明を受けたいうえ、当該支給願に当該公共職業訓練施設在所証明書を添えて、任命権者に提出しなければならない。  
(給付日数の延長に関する特別措置)

第十三条 受給資格者は、条例第十五条第一項の規定に基づき、失業保険法第二十条の三第一項に規定する同法第二十条の四第一項に規定する措置が決定された場合において支給することができる失業保険金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、失業者の退職手当の給付日数延長認定願(第十四号様式。以下「給付日数延長認定願」という。)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 給付日数延長認定願には、失業保険法第二十条の四第一項に規定する特別措置が決定されたことについての管轄公共職業安定所の長の証明を受けなければならない。

3 任命権者は、給付日数延長認定願を受理したときは、給付日数の延長の認定を行なうとともに、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。  
(就職支度金に相当する退職手当の支給手続)  
第十四条 受給資格者は、条例第十五条第六項の規定に

よる退職手当(以下「就職支度金に相当する退職手当」という。)の支給を受けようとするときは、就職支度金に相当する退職手当支給申請書(第十五号様式)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、任命権者は、受給資格者の申し出によつて、受給資格者証を提出できないことについて正当な理由があると認めるときは、受給資格者証の提出を受けないで、就職支度金に相当する退職手当を支給することができる。

2 前項の規定による就職支度金に相当する退職手当支給申請書の提出は、就職した日から十日以内に行なわれなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 任命権者は、就職支度金に相当する退職手当の支給を決定したときは、その決定の日から七日以内に就職支度金に相当する退職手当を支給するとともに、受給資格者証及び支給台帳に必要な事項を記載し、受給資格者証は、受給資格者に還付するものとする。

(失業者の退職手当と失業保険金との調整)

第十五条 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起算して一年の期間内に職員となり、条例第十五条の規定による失業者の退職手当の受給資格者となつた場合においては、失業保険金の給付を受けることのできる日数(第四条第二号に規定する失業者の退職手当の受給資格者にあつては、その日数に第六条の待期日数を加えた日数)が経過するまでは、失業者の退職手当は支給しない。

2 受給資格者が、給付日数又は待期日数の経過しないうちに職業に就き、次の各号の一に掲げる失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、その失業保険金の支給を受けることのできる日数又はその日数に待期日数の残日数を加えた日数が経過するまでは、失業者の退職手当は支給しない。

- 一 失業保険法に規定する失業保険金
- 二 船員保険法に規定する失業保険金

(受給資格者証の再交付)

第十六条 受給資格者は、受給資格者証を滅失し、又は損じた場合においては、失業者の退職手当受給資格者証再交付申請書(第十六号様式)を作成し、任命権者に提出して受給資格者証の再交付を受けなければならない。

2 任命権者は、前項の申請によつて受給資格者証を再交付する場合には、再交付をする受給資格者証の上部余白に再交付の旨を朱書しなければならない。

3 受給資格者証の再交付があつた場合には、従前の受給資格者証はその効力を失う。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

2 鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則(昭和二十四年八月鳥取県規則第七十九号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則の規定に基づいて交付された失業者の退職手

当受給資格者証は、この規則の規定に基づいて交付された受給資格者証とみなす。





## 第六号様式

## 失業者の退職手当受給資格者証交付額

任命権者	殿	提出年月日	年 月 日
氏名印	㊦	現住所	
生年月日	年 月 日	退職当時の勤務箇所	
退職年月日	年 月 日	退職当時の職名	

下記の事情により退職したので、失業者の退職手当受給資格者証を交付してください。

1 退職の理由(くわしく)

2 退職後の求職の意思又は就職予定(くわしく)

3 希望職種及び就職希望地域(くわしく)

4 特殊技能、免許及び試験資格など(くわしく)

5 その他参考事項

備考 受給資格者は、退職の際、この交付願を所属長を経て、任命権者に提出すること。

## 第五号様式

## 退職手当金額決定通知書

現住所	
氏名	
決定年月日	年 月 日
記号番号	第 号
決定金額	円
勤続期間	
算出基礎 給料月額	円
退職年月日	年 月 日
退職理由	

上記のとおり決定します。

年 月 日

任命権者 職 氏 名 印

## 備考

1 この退職手当の金額の決定について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に地方自治法第206条の規定によつて、知事の決定に係るものについては、知事に異議の申立てをすることができ、知事以外の任命権者の決定に係るものについては、知事に審査請求をすることができます。異議申立及び審査請求は、なるべく退職当時の任命権者を經由してください。

2 決定金額の支払については、別に支払通知書を送付しますから、これを指定の県金庫に持参して受けとつてください。

受取人が県外に居住しているときは、県金庫から送金します。

第八号様式(表面)

台帳番号		交付年月日		昭和 年 月 日	
氏名	性別	生年月日 及び年令	年	月	日
現住所					
元職名					
元勤務箇所					
退職年月日	昭和	年	月	日	
勤続期間	年	月			
基準日数	日(A)				
退職手当	円(B)				
給与総額	円(C)				
賃金日額	C 180	円			
手当日額	等級	円(D)			
待期日数	B D	日(E)			
給付日数	A-E	日			
支給期日	毎月1日及び16日				

注意事項

- この証の交付を受けた際記載事項について誤りがあるときは、すみやかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- この証の交付を受けた後すみやかに管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して求職の申込をすること。
- 退職手当の支給を受けた者は、待期日数の経過した後すみやかに、この証及び待期日数の間における失業の認定願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)を任命権者に提出し、待期日数の間における失業の認定を受けなければならないこと。
- 失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、支給期日ごとにこの証及び失業者の退職手当支給願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの)をもとの任命権者に提出しなければならないこと。
- 支給期日が休日又は日曜日にあたるときは、その前日を支給期日とすること。
- 支給期日にこの証及び失業者の退職手当支給願を提出しないときは、失業者の退職手当の支給を受けることができないこと。
- 詐欺、その他不正行為によつて失業者の退職手当の支給を受け又は受けようとした者は、その支給を受け又は受けようとした日以後失業者の退職手当の支給を受けることができないこと。又支給を受けた失業者の退職手当は返還しなければならないこと。
- 氏名又は現住所を変更したときは、その変更のあつたときから10日以内に届け出なければならないこと。
- この証を滅失又はき損したときは、すみやかに申し出て再交付を受けなければならないこと。

任命権者職氏名印

印

第七号様式

失業者の退職手当受給資格に関する調査							
任命権者		提出年月日		昭和 年 月 日		殿 所 属 長 職 氏 名 ①	
下記のとおり取り調べたので報告する。							
氏名	性別	生年月日 及び年令	年	月	日		
現住所							
元職名				元勤務箇所			
退職年月日	年	月	日				
勤続期間	年	月	退職理由				
交付願提出年月日	年	月	日				
給与総額	円			賃金日額		円 銭	
給与総額の 内訳	種類	月別	月	月	月	月	計
	給料	円	円	円	円	円	円
	扶養手当						
	通勤手当						
	暫定手当						
	特殊勤務手当						
	時間外勤務手当						
	休日給						
	夜間勤務手当						
	宿日直手当						
	期末手当						
	勤勉手当						
	寒冷地手当						
計							

※ 失業者の退職手当受給資格

調査受理年月日	昭和 年 月 日	調査提出区分	出頭 郵送
受給資格は下記のとおりとなるので受給資格者証を(交付して)(交付しないで)よいか			
決 裁 者	合	議	主 査
基準日数	日(A)	受給資格	有 無
退職手当	円(B)	待期日数	B 日(E)
給与総額	円(C)	給付日数	D 日(E)
賃金日額	C 180 円	支給開始予定日	昭和 年 月 日
手当日額	等級 円(D)	資格満了日	昭和 年 月 日
手当金額	D × A - B 円	台帳番号	

- 備考 1 所属長は失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときは、これにこの調査を添えて直ちに任命権者に提出すること。この場合※印の欄には記載しないこと。
- 2 退職理由欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
- 3 勤続期間欄には職員の退職手当に関する条例第9条の規定により計算した勤続期間を記載すること。
- 4 交付願の提出年月日欄には受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。
- 5 給与支給実績欄には、退職した月前における最後の6月(月の末日で退職した場合その月及び前5月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。



第十一号様式

失業者の退職手当支給願(第 回)			
任命権者  殿	提出年月日	昭和 年 月 日	
	台帳番号	第 号	
	氏名		印
	現住所		
今回の支給期日にかかる昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間における職業の状況は、下記のとおりにつき、失業の日数に対する失業者の退職手当の支給を願います。			
失業日数	日	就職日数	日 収入金額 円
職業又は求職の状況			
(氏名) から求職の申込みがあつたが上記のとおり失業していたことを証明する。(失業保険法第21条の給付制限を受ける者に 該当する) 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印			
※ 失業者の退職手当の支給			
支給願受理日	昭和 年 月 日	支給願提出区	郵送・持参
上記の願について、失業者の退職手当を下記のとおり支給する。			
支給日数	日	手当日額 円	手当日金額 円
決 裁 者	合	議	主 査

- 備考 1 失業者の退職手当の支給は、退職手当の支給を受けなかつた者については、退職の日の翌日以後最初に管轄公共職業安定所に求職の申込をした日から、退職手当の支給を受けた者については、待期日数の経過後待期日数の間における失業の認定額を提出した日から始まること。
- 2 この支給額は、当該支給期日の直前の支給期日から当該支給期日の前日までの間について記載すること。
- 3 収入金額欄は、失業日数の期間中に自己の労働によつて収入を得た場合において、その収入金額を記載すること。
- 4 職業又は求職の状況欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
- 5 この支給願には、管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 受給資格者証及びこの支給願を郵送する場合は封筒の表面に「支給願在中」と朱書すること。

第十号様式

待期日数の間における失業の認定願			
任命権者  殿	提出年月日	昭和 年 月 日	
	台帳番号		
	氏名		
	現住所		
求職申込年月日	昭和 年 月 日	待期日数	日
待期日数にかかる昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間における職業の状況は、下記のとおりにつき待期日数の間失業していたことを認定願います。			
失業日数	日	就職日数	日
職業又は求職の状況			
(氏名) から昭和 年 月 日求職の申込みがあつたが、待期日数にかかる期間において、上記のとおり失業していたことを証明する。昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印			
※ 待期日数の間における失業の認定			
認定願受理日	昭和 年 月 日	認定願提出区	分
上記の願について、待期日数の間下記のとおり失業していたことを認定する。			
失業日数	日	待期満了日	昭和 年 月 日
認 定 者	合	議	主 査

- 備考 1 待期日数は、退職の日の翌日以後最初に管轄公共職業安定所に出現し、求職の申込をした日から起算すること。
- 2 退職手当の支給を受けた者の失業者の退職手当の支給は、待期日数の経過後この認定願を提出した日から始まること。
- 3 職業又は求職の状況欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
- 4 この認定願には、管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けること。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。
- 6 受給資格者証及びこの認定願を郵送する場合は、封筒の表面に「認定願在中」と朱書すること。

第十三号様式

受 付 欄	
管轄公共職業安定所長	任 命 権 者
①	②

公共職業訓練施設在所証明書

台帳番号	・第号	氏名
公共職業訓練に 関する事項	入所年月日	
	訓練職種	
	訓練期間	
今回の支給期日にかかる昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間の在所訓練の状況は下記のとおりである。		
訓練日数	日	出勤日数 日
欠勤日数	日	無断欠勤日数 日
上記の記載事実誤りのないことを証明する。 昭和 年 月 日 (公共職業訓練施設の長の職氏名)		

- 備考 1 この証明書は、管轄公共職業安定所の長に提示し、受付欄①の押印を受けるとともに、支給願に失業の証明を受けること。
- 2 失業の証明を受けた支給願、受給資格者証及びこの証明書を任命権者に提出し失業の認定を受けること。

第十二号様式

失業者の退職手当の受給期間及び給付日数の延長認定願 (訓)			
任命権者	提出年月日	昭和 年 月 日	
	台帳番号	・第 号	
	氏名		⑧
殿	現住所		
失業保険法第20条の3第1項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受けるため、下記のとおり公共職業訓練施設に入所したので、失業者の退職手当の受給期間及び給付日数の延長について認定してください。			
② 公共職業訓練施設入所証明			
公共職業訓練に関する事項	入所年月日		
	訓練職種		
	訓練期間		
受講を指示した公共職業安定所名			
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 昭和 年 月 日 (公共職業訓練施設の長の職氏名)			
⑨			
③ 受給期間及び給付日数の延長の認定			
認定願受理日	昭和 年 月 日	認定願提出区分	郵送・持参
受給資格満了日	昭和 年 月 日	給付残日数	日
上記の願について受給期間及び給付日数の延長を下記のとおり認定する。			
受給期間満了日	昭和 年 月 日	延長給付日数	
認定者	合 議 主	査	

- 備考 1 この認定願には、受給資格者証を添えること。
- 2 ①欄は、本人が記入し②欄の証明を得て、任命権者に提出すること。
- 3 ⑧欄は記入しないこと。

第十五号様式

就職支度金に相当する退職手当支給申請書

① 受給資格者	氏名			
	住所			
② 就職先の事業所	名称			
	所在地			
	事業の種類			
③ 雇入年月日	年 月 日	④ 職種		
⑤ 雇用形態	常用・臨時・日雇	⑥ 雇用期間	年 月	
⑦ 上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 事業主 氏 名 ⑧				
⑧ 自営業	名称			
	所在地			
	事業の種類			
	営業開始年月日	年 月 日		
上記により就職支度金の支給を申請します。 年 月 日				
任命権者 殿	受給資格者 氏 名 ⑨			
※ 基準日数	※ 支給残日数(1)	※ 保険金日額		
日	日	円		
※ 支給決定年月日	※ 支給金額	※ 支給残日数(2)		
年 月 日	円 日分	日		
決裁者 合 議 主 査	※ 受給資格者証番号			
	第 号			

- 備考 1 この申請書は、就職の日から10日以内に任命権者に提出すること。なお期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑦までの欄に記入し、自営業を開始した受給資格者にあつては、①及び⑧の欄に記入すること。
- 4 ⑥欄には日雇、臨時工等雇用契約の期間が短いものにあつては、その者の実際の就業期間を記入すること。
- 5 自営業を開始した場合には、その事実を証明するに足りる文書を添えること。
- 6 ※印の欄には、受給資格者において記入しないこと。

第十四号様式

失業者の退職手当の給付日数延長認定願 (延)

① 任命権者 殿	提出年月日	昭和 年 月 日
	台帳番号	第 号
	氏名	
	現住所	
失業保険法第20条の4第1項に規定する広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当であると認められ下記のとおり給付日数の延長に関する特別措置が決定されたので失業者の退職手当の給付日数の延長について認定してください。		
② 給付日数の延長に関する特別措置決定証明		
受給資格者証台帳番号	第 号	氏名
現住所		
上記の者の失業保険法第20条の4第1項に規定する措置に係る地域に居住する受給資格者(措置決定後当該措置に係る地域に移転した受給資格者でありその移転について特別な事由があると認められる者)であり、同条同項に規定する当該広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当な者であると認められ下記のとおり給付日数の延長に関する特別措置が決定されたことを証明する。 昭和 年 月 日 管轄職業安定所の長 印		
広域職業紹介活動指定期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	延長給付日数 日
③ 給付日数の延長の認定		
認定願受理年月日	昭和 年 月 日	認定願提出区分 郵送・持参
上記の願について給付日数の延長を下記のとおり認定する。		
延長給付日数	日	認定年月日 昭和 年 月 日
認定者 合 議 主 査		

- 備考 1 この認定願には受給資格者証を添えること。
- 2 ①欄は本人が記入し、②欄の通知の記載押印を受け、任命権者に提出すること。
- 3 ③欄は記入しないこと。

第十六号様式

失業者の退職手当受給資格者証再交付申請書

一 失業者の退職手当受給資格者証の台帳番号 第 号

一 失業者の退職手当受給資格者証の交付年月日

右の失業者の退職手当受給資格者証は、別紙てん末書のとおり、滅失(き損)したから、再交付してくださいよう  
申請します。

退職当時の職名

現住所

年 月 日

氏 名

任 命・権 者 殿

昭和四十二年

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

(定価) 一月 二五〇円 (送料共)